



発行 新潟県

第 22 号

平成29年3月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 290 保安林の指定解除予定（治山課）
- 291 非農用区域内に換地を定める土地の指定（農地整備課）
- 292 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 293 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 294 道路の区域変更（道路管理課）
- 295 道路の供用開始（道路管理課）
- 296 道路の区域変更（道路管理課）
- 297 道路の供用開始（道路管理課）
- 298 道路の区域変更（道路管理課）
- 299 道路の供用開始（道路管理課）
- 300 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 301 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 一般競争入札の実施（知事部局広報広聴課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

教育委員会規則

- 2 教育職員の免許状に関する規則の一部改正（義務教育課）

教育委員会告示

- 2 新潟県文化財の指定（文化行政課）

告 示

◎新潟県告示第290号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年3月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県佐渡市下相川1の7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営木島地区 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用区域内に換地を定める土地として指定した。

平成29年3月21日

新潟県知事 米山 隆一

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積㎡
上越市	島田	八幡田	478	田	958
上越市	島田	八幡田	480	田	925
上越市	島田	八幡田	481	田	826
上越市	島田	八幡田	482	田	386
上越市	島田	八幡田	687	田	912
上越市	島田	諏訪田	871	畑	102
上越市	島田	諏訪田	906	畑	155
上越市	木島	石原	1486-1	田	27
上越市	島田上新田	上川原	69-1	田	289
上越市	島田上新田	上川原	70-1	田	580
上越市	島田上新田	上川原	72-1	田	1,008
上越市	島田上新田	上川原	110	田	115
上越市	島田上新田	上川原	111	田	866
上越市	島田上新田	上川原	112	田	624
上越市	島田上新田	上川原	113	田	624
上越市	島田上新田	前田	200	田	502
上越市	島田上新田	前田	265	田	350

◎新潟県告示第292号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する第52条第1項の規定により、蛇川地区土地改良事業共同施行 施行者代表 伊藤正一から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成29年3月22日から平成29年4月18日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月21日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
五泉市 蛇川地区土地改良事業共同施行 施行者代表 伊藤正一	蛇川 (全換地区)	区画整理(非補助)	換地計画書の写し	五泉市役所

1 異議の申出について

この処分について異議がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出をした場合には、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第293号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年3月21日

新潟県知事 米山 隆一

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
田上町	田上町の地籍図及び地籍簿 大字曾根新田、横場新田の各一部
村上市	村上市の地籍図及び地籍簿 北新保、長松の各一部
村上市	村上市の地籍図及び地籍簿 下中島、鵜渡路の各一部
見附市	見附市の地籍図及び地籍簿 葛巻町、葛巻二丁目、漆山町、下新町の各一部
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 下山、中島の各一部

2 認証年月日

平成29年3月13日

◎新潟県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月21日

新潟県知事 米山 隆一

1 道路の種類 県道

2 路線名 守門湯之谷線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市須川字小貫平77番1から	新	5.0～7.3メートル	31.4メートル
同市須川字小貫平77番1まで	旧	5.0～6.4メートル	31.4メートル

◎新潟県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月21日

新潟県知事 米山 隆一

1 路線名 県道 守門湯之谷線

2 供用開始の区間

魚沼市須川字小貫平77番1から同市須川字小貫平77番1まで

3 供用開始の期日 平成29年3月21日

◎新潟県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 守門湯之谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市池平字深道沢1293番11から	新	5.9～50.2メートル	61.7メートル
同市池平字深道沢1293番11まで	旧	5.9～10.0メートル	61.7メートル

◎新潟県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 守門湯之谷線
- 2 供用開始の区間
魚沼市池平字深道沢1293番11から同市池平字深道沢1293番11まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月21日

◎新潟県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 守門湯之谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市下折立字小沢83番24から	新	7.0～14.6メートル	62.8メートル
同市下折立字小沢83番24まで	旧	7.0～13.5メートル	62.8メートル

◎新潟県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 守門湯之谷線
- 2 供用開始の区間

魚沼市下折立字小沢83番24から同市下折立字小沢83番24まで

3 供用開始の期日 平成29年3月21日

◎新潟県告示第300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年3月21日

新潟県知事 米山 隆一

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古館地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(1)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(2)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
興屋地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(3)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(4)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(5)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(6)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(7)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(8)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(9)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋沢川地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流
南沢地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流
常楽寺沢地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流
ウルシ沢ー1地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流
ウルシ沢ー2地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流
ウルシ沢ー3地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流
府屋下川ー1地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流
府屋下川ー2地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高沢(2)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高沢(1)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高沢(3)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高沢(4)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高沢(5)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高沢(6)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高沢(7)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高沢(8)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高沢(9)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石塚川地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	土石流
岩塚沢地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	土石流
岩戸地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	地すべり
岩塚地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	地すべり
二本木地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	地すべり
石塚地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	地すべり
上岡(1)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡(2)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡(3)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡(4)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡(5)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡(6)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
第一上岡沢地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	土石流

第二上岡沢地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	土石流
第三上岡沢地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	土石流
峯地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	地すべり
猿俣(1)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	地すべり
猿俣(2)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	地すべり
袖山地区	上越市安塚区袖山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一本木沢地区	上越市安塚区袖山	次の図のとおり	土石流
袖山(1)地区	上越市安塚区袖山	次の図のとおり	土石流
袖山(2)地区	上越市安塚区袖山	次の図のとおり	土石流
板尾(1)地区	上越市安塚区板尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板尾(2)地区	上越市安塚区板尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御堂入沢地区	上越市安塚区板尾	次の図のとおり	土石流
堤尻川地区	上越市安塚区板尾	次の図のとおり	土石流
シビツタレ川地区	上越市安塚区板尾	次の図のとおり	土石流
板尾地区	上越市安塚区板尾	次の図のとおり	地すべり
飯室(1)地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯室(2)地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯室(3)地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯室(4)地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴ノ木沢地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	土石流
西山沢地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	土石流
飯室(1)地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	土石流
飯室(2)地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	土石流
飯室地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	地すべり

小谷島(1)地区	上越市浦川原区小谷島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷島(2)地区	上越市浦川原区小谷島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷島(3)地区	上越市浦川原区小谷島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷島(4)地区	上越市浦川原区小谷島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷島地区	上越市浦川原区小谷島	次の図のとおり	土石流
朴の木(1)地区	上越市安塚区朴の木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴の木(2)地区	上越市安塚区朴の木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴の木(3)地区	上越市安塚区朴の木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴の木(4)地区	上越市安塚区朴の木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴の木(5)地区	上越市安塚区朴の木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴の木地区	上越市安塚区朴の木	次の図のとおり	土石流
池田地区	上越市安塚区朴の木	次の図のとおり	地すべり
朴の木地区	上越市安塚区朴の木	次の図のとおり	地すべり
六日町(1)地区	上越市浦川原区六日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六日町(2)地区	上越市浦川原区六日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東六日町沢地区	上越市浦川原区六日町	次の図のとおり	土石流
六日町沢地区	上越市浦川原区六日町	次の図のとおり	土石流
六日町地区	上越市浦川原区六日町	次の図のとおり	土石流
法定寺(1)地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法定寺(2)地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法定寺(3)地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法定寺(4)地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法定寺(1)地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	土石流
法定寺(2)地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	土石流

法定寺(3)地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	土石流
下追出地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	地すべり
下横住地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	地すべり
荒牧地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	地すべり
南地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	地すべり
菖蒲西(1)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲西(2)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲東地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲(1)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲(2)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲(3)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲(4)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲(5)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲(6)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
狐塚沢地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	土石流
大坪沢地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	土石流
日影沢地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	土石流
菖蒲地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	土石流
蓮野(追加)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	地すべり
東菖蒲地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	地すべり
仙ノ脇地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	地すべり
菱田(1)地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菱田(2)地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菱田(3)地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

芹ヶ沢地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	土石流
堂ノ入沢地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	土石流
深沢地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	土石流
菱田地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	土石流
菱田地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	地すべり
今熊地区	上越市浦川原区今熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
今熊川地区	上越市浦川原区今熊	次の図のとおり	土石流
今熊(1)地区	上越市浦川原区今熊	次の図のとおり	土石流
今熊(2)地区	上越市浦川原区今熊	次の図のとおり	土石流
今熊(H25)地区	上越市浦川原区今熊	次の図のとおり	地すべり
三竹沢地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ鼻(1)地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ鼻(2)地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ鼻(3)地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ鼻(4)地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ鼻(5)地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面倉川地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	土石流
滝沢地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	土石流
三竹沢地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	地すべり
鼻毛地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	地すべり
長野地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	地すべり
中船地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(1)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(2)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上船倉(3)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(4)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(5)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(6)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(7)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(8)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	土石流
上船倉地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	地すべり
長畑地区	上越市牧区宇津俣	次の図のとおり	地すべり
円平坊(1)地区	上越市安塚区円平坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円平坊(2)地区	上越市安塚区円平坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円平坊(3)地区	上越市安塚区円平坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円平坊(4)地区	上越市安塚区円平坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円平坊(5)地区	上越市安塚区円平坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丈正沢地区	上越市安塚区円平坊	次の図のとおり	土石流
円平坊地区	上越市安塚区円平坊	次の図のとおり	地すべり
松崎(1)地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松崎(2)地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松崎(3)地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松崎(4)地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松崎(5)地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜立川地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	土石流
抜沢地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	土石流
スギナ沢地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	土石流

松崎地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	地すべり
上牧(1)地区	上越市牧区上牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上牧(2)地区	上越市牧区上牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牧猿俣川地区	上越市牧区上牧	次の図のとおり	土石流
前川地区	上越市牧区上牧	次の図のとおり	土石流
上牧地区	上越市牧区上牧	次の図のとおり	地すべり
二本木(1)地区	上越市安塚区二本木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本木(2)地区	上越市安塚区二本木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本木(3)地区	上越市安塚区二本木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本木(4)地区	上越市安塚区二本木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒沢川地区	上越市安塚区二本木	次の図のとおり	土石流
二本木川地区	上越市安塚区二本木	次の図のとおり	土石流
二本木地区	上越市安塚区二本木	次の図のとおり	土石流
長倉地区	上越市安塚区二本木	次の図のとおり	地すべり
信濃坂(1)地区	上越市安塚区信濃坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
信濃坂(2)地区	上越市安塚区信濃坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉下川地区	上越市安塚区信濃坂	次の図のとおり	土石流
柿木平沢地区	上越市安塚区信濃坂	次の図のとおり	土石流
信濃坂地区	上越市安塚区信濃坂	次の図のとおり	地すべり
菅沼(1)地区	上越市安塚区菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼(2)地区	上越市安塚区菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前戸沢川地区	上越市安塚区菅沼	次の図のとおり	土石流
沼木地区	上越市安塚区菅沼	次の図のとおり	地すべり
菅沼地区	上越市安塚区菅沼	次の図のとおり	地すべり

下船倉(1)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(2)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(3)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(4)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(5)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(6)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(7)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(8)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	土石流
柳原地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	地すべり
木入場地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	地すべり
上山地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	地すべり
樽田(1)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽田(2)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽田(3)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北山沢地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	土石流
樽田地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	土石流
樽田(1)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	地すべり
樽田(2)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	地すべり
樽田南地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	地すべり
大原(1)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	地すべり
倉下(1)地区	上越市牧区倉下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉下(2)地区	上越市牧区倉下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉下(3)地区	上越市牧区倉下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

倉下(4)地区	上越市牧区倉下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉下地区	上越市牧区倉下	次の図のとおり	土石流
のけ地区	上越市牧区倉下	次の図のとおり	地すべり
倉下地区	上越市牧区倉下	次の図のとおり	地すべり
横住(1)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(2)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(3)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(4)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(5)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(6)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(7)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(8)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(9)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(10)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(11)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(12)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(13)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石厚畑沢地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	土石流
横住(1)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	土石流
横住(2)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	土石流
横住(3)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	土石流
横住(4)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	土石流
円行寺地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	地すべり
道地沢地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	地すべり

十二林地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	地すべり
有堀地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	地すべり
広見地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	地すべり
谷内入地区	上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹鼻(1)地区	上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹鼻(2)地区	上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝の沢地区	上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	土石流
竹鼻地区	上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	土石流
前田地区	上越市柿崎区下中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下中山(1)地区	上越市柿崎区下中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下中山(2)地区	上越市柿崎区下中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六郎沢谷地区	上越市柿崎区下中山	次の図のとおり	土石流
中山地区	上越市柿崎区下中山	次の図のとおり	地すべり
下牧(1)地区	上越市柿崎区下牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下牧(2)地区	上越市柿崎区下牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下牧(3)地区	上越市柿崎区下牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上仲子(追加)地区	上越市柿崎区下牧	次の図のとおり	地すべり
宇畑上地区	上越市柿崎区雁海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇畑下地区	上越市柿崎区雁海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外城山沢地区	上越市柿崎区雁海	次の図のとおり	土石流
雁海小沢地区	上越市柿崎区雁海	次の図のとおり	土石流
腰巻地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(1)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(2)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

山谷(3)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(4)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(5)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(6)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(7)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前川原地区	上越市名立区小田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小田島(1)地区	上越市名立区小田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小田島(2)地区	上越市名立区小田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下前川原地区	上越市名立区小田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢谷地区	上越市名立区小田島	次の図のとおり	土石流
風口川地区	上越市名立区小田島	次の図のとおり	土石流
小西地区	上越市名立区小田島	次の図のとおり	地すべり
ササリダ地区	上越市名立区西蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西蒲生田(1)地区	上越市名立区西蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西蒲生田(2)地区	上越市名立区西蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西蒲生田(3)地区	上越市名立区西蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二川地区	上越市名立区西蒲生田	次の図のとおり	土石流
加勢谷地区	上越市名立区西蒲生田	次の図のとおり	土石流
西蒲生田地区	上越市名立区西蒲生田	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第301号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-----------------------------------	---------------------

		関する事項	
古舘地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(1)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(2)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
興屋地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(3)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(4)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(5)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(6)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(7)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(8)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
府屋(9)地区	村上市府屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南沢地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流
常楽寺沢地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流
ウルシ沢－1地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流
ウルシ沢－2地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流
府屋下川－1地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流
府屋下川－2地区	村上市府屋	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高沢(3)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高沢(4)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高沢(5)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

高沢(7)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高沢(8)地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石塚川地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	土石流
岩塚沢地区	上越市安塚区高沢	次の図のとおり	土石流
上岡(1)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡(2)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡(3)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡(4)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡(5)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡(6)地区	上越市浦川原区上岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
袖山地区	上越市安塚区袖山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
袖山(2)地区	上越市安塚区袖山	次の図のとおり	土石流
板尾(1)地区	上越市安塚区板尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板尾(2)地区	上越市安塚区板尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御堂入沢地区	上越市安塚区板尾	次の図のとおり	土石流
シビッタレ川地区	上越市安塚区板尾	次の図のとおり	土石流
飯室(1)地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯室(2)地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯室(3)地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯室(4)地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯室(1)地区	上越市浦川原区飯室	次の図のとおり	土石流
小谷島(1)地区	上越市浦川原区小谷島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷島(2)地区	上越市浦川原区小谷島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷島(3)地区	上越市浦川原区小谷島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

小谷島(4)地区	上越市浦川原区小谷島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴の木(1)地区	上越市安塚区朴の木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴の木(2)地区	上越市安塚区朴の木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴の木(4)地区	上越市安塚区朴の木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴の木(5)地区	上越市安塚区朴の木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴の木地区	上越市安塚区朴の木	次の図のとおり	土石流
六日町(1)地区	上越市浦川原区六日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六日町(2)地区	上越市浦川原区六日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六日町沢地区	上越市浦川原区六日町	次の図のとおり	土石流
法定寺(1)地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法定寺(2)地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法定寺(3)地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法定寺(4)地区	上越市浦川原区法定寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲西(2)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲東地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲(1)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲(2)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲(4)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲(6)地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日影沢地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	土石流
菖蒲地区	上越市大島区菖蒲	次の図のとおり	土石流
菱田(1)地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菱田(2)地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菱田(3)地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

芹ヶ沢地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	土石流
深沢地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	土石流
菱田地区	上越市浦川原区菱田	次の図のとおり	土石流
今熊地区	上越市浦川原区今熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
今熊(1)地区	上越市浦川原区今熊	次の図のとおり	土石流
今熊(2)地区	上越市浦川原区今熊	次の図のとおり	土石流
三竹沢地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ鼻(3)地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ鼻(4)地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ鼻(5)地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝沢地区	上越市大島区牛ヶ鼻	次の図のとおり	土石流
中船地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(1)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(2)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(3)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(4)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(5)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(6)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(7)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉(8)地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上船倉地区	上越市安塚区上船倉	次の図のとおり	土石流
円平坊(1)地区	上越市安塚区円平坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円平坊(4)地区	上越市安塚区円平坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円平坊(5)地区	上越市安塚区円平坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

丈正沢地区	上越市安塚区円平坊	次の図のとおり	土石流
松崎(1)地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松崎(2)地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松崎(3)地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松崎(4)地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松崎(5)地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜立川地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	土石流
スギナ沢地区	上越市安塚区松崎	次の図のとおり	土石流
上牧(1)地区	上越市牧区上牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上牧(2)地区	上越市牧区上牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牧猿俣川地区	上越市牧区上牧	次の図のとおり	土石流
前川地区	上越市牧区上牧	次の図のとおり	土石流
二本木(1)地区	上越市安塚区二本木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本木(2)地区	上越市安塚区二本木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本木(4)地区	上越市安塚区二本木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本木川地区	上越市安塚区二本木	次の図のとおり	土石流
二本木地区	上越市安塚区二本木	次の図のとおり	土石流
信濃坂(1)地区	上越市安塚区信濃坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
信濃坂(2)地区	上越市安塚区信濃坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉下川地区	上越市安塚区信濃坂	次の図のとおり	土石流
柿木平沢地区	上越市安塚区信濃坂	次の図のとおり	土石流
菅沼(1)地区	上越市安塚区菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼(2)地区	上越市安塚区菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前戸沢川地区	上越市安塚区菅沼	次の図のとおり	土石流

下船倉(1)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(2)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(3)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(4)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(5)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(6)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(7)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉(8)地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下船倉地区	上越市安塚区下船倉	次の図のとおり	土石流
樽田(1)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽田(2)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽田(3)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉下(1)地区	上越市牧区倉下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉下(2)地区	上越市牧区倉下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉下地区	上越市牧区倉下	次の図のとおり	土石流
横住(1)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(2)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(4)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(5)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(6)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(7)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(8)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(9)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横住(11)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

横住(12)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石厚畑沢地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	土石流
横住(1)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	土石流
横住(3)地区	上越市浦川原区横住	次の図のとおり	土石流
谷内入地区	上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹鼻(1)地区	上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹鼻(2)地区	上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前田地区	上越市柿崎区下中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下牧(1)地区	上越市柿崎区下牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下牧(2)地区	上越市柿崎区下牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇畑上地区	上越市柿崎区雁海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇畑下地区	上越市柿崎区雁海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外城山沢地区	上越市柿崎区雁海	次の図のとおり	土石流
腰巻地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(1)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(2)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(3)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(4)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(5)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(6)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(7)地区	上越市柿崎区山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前川原地区	上越市名立区小田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小田島(1)地区	上越市名立区小田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小田島(2)地区	上越市名立区小田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

下前川原地区	上越市名立区小田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢谷地区	上越市名立区小田島	次の図のとおり	土石流
風口川地区	上越市名立区小田島	次の図のとおり	土石流
ササリダ地区	上越市名立区西蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西蒲生田(1)地区	上越市名立区西蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西蒲生田(2)地区	上越市名立区西蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西蒲生田(3)地区	上越市名立区西蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加勢谷地区	上越市名立区西蒲生田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、全戸配布広報紙「県民だより」新聞折込業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年3月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(2) 履行期間

契約日から平成30年3月31日まで

(3) 履行場所

新潟県庁

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 県内の新聞販売店を通じ、新聞購読戸に折込日にあわせて確実に配布できること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 指名停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在する者であること。

(7) 受託業務及び人事管理を主業務とする担当者を常時1人以上配置し、急な欠員等に対して代替要員を確保し業務を確実に履行する即応体制が取れる者であること。

(8) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。

(9) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(10) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局広報広聴課広報係

電話番号 025-280-5014(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成29年3月28日(火)まで上記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

平成29年4月4日(火) 午後2時

新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金は入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額に年間折込見込み部数2,169,360部(春号発行予定(542,340部)×4回)を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第43条第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類等を3月31日(金)までに、上記3(1)に定める場所に提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 本業務は平成29年度新潟県予算成立後に実施が確定するため、内容等が変更となる可能性がある。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年3月21日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 (仮称)アクロスプラザ長岡七日町B街区

所在地 長岡市福山町字川原427-1 外

設置者 大和情報サービス株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成28年11月8日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成29年3月21日から平成29年4月21日まで

教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月21日

新潟県教育委員会

教育長 池 田 幸 博

新潟県教育委員会規則第 2 号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。）を加える。

改 正 後					改 正 前				
(単位通減の基準)					(単位通減の基準)				
第12条 免許法別表第3備考第7号又は別表第8(免許法施行規則第18条の2表備考第4号)の適用を受ける者の単位の通減の基準については、別表の定めるところによる。					第12条 免許法別表第3備考第7号の適用を受ける者の単位の通減の基準については、別表の定めるところによる。				
別表（第12条関係） (略) ソ（略）					別表（第12条関係） (略) ソ（略）				
タ 小学校教諭の普通免許状から幼稚園教諭の二種免許状を取得する場合 (免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)									
在 職 年 数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			在 職 年 数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	6	—	6	—	0	6	—	6	—
1	3	—	3	—	1	3	—	3	—
ト 幼稚園教諭の普通免許状から小学校教諭の二種免許状を取得する場合 (免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)									
在 職 年 数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			在 職 年 数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	13	—	13	—	0	13	—	13	—
1	10	—	10	—	1	10	—	10	—
2	7	—	7	—	2	7	—	7	—
チ 中学校教諭の普通免許状から小学校教諭の二種免許状を取得する場合 (免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)									
在 職 年 数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			在 職 年 数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	12	—	12	—	0	12	—	12	—
1	9	—	9	—	1	9	—	9	—
2	6	—	6	—	2	6	—	6	—

ニ 小学校教諭の普通免許状から中学校教諭の二種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	14	10	4	—
1	11	7	4	—
2	8	5	3	—
3	7	5	2	—

上 高等学校教諭の普通免許状から中学校教諭の二種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	9	—	5	4
1	6	—	3	3
2	5	—	3	2

ハ 中学校教諭の普通免許状(二種免許状を除く。)から高等学校教諭の一種免許状を取得する場合(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	12	—	4	8
1	9	—	3	6
2	6	—	2	4

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第2号

新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)第5条第1項及び第26条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

平成29年3月21日

新潟県教育委員会 教育長 池田 幸博

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財 (彫刻)	木造四天王立像	4 軀	佐渡市長谷13番地	宗教法人長谷寺
有形文化財 (歴史資料)	新潟県近代行政文書	2,465点	新潟市中央区女池南3丁目1番2号(新潟県立文書館)	新潟県
有形文化財 (考古資料)	卯ノ木遺跡出土品	98点	長岡市幸町2丁目1番1号(長岡市立科学博物館)	長岡市
有形文化財 (考古資料)	行屋崎遺跡出土品	77点	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地(田上町役場)	田上町

第26条第1項の規定による民俗文化財の指定

種別	名称	所在地	保護団体
----	----	-----	------

無形民俗文化財 (風俗慣習)	直江津・高田祇園祭の御旅所行事と屋台巡行	上越市	宗教法人八坂神社
-------------------	----------------------	-----	----------